

福祉の仕事について

福祉の仕事には「公的な福祉サービス」とそれ以外の領域があります。

「公的な福祉サービス」とは、福祉や介護のための法令等(社会福祉法、介護保険法等)によって、サービス提供組織や仕組み、従事者要件等の定めがあり、税金や保険料によって支えられているサービスをさします。

※『「公的な福祉サービス」以外』とは、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、福祉機器販売、認可外保育所、食事サービスや外出支援サービスなどの事業所です。

「公的な福祉サービス」の分野、職種・資格の全体像

対人サービスは4つの対象・分野、6系統の仕事・職種

●対人サービスは次の4つの対象・分野に分かれます。

- 高齢者 ○障がい児・者（身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者）
- 児童 ○その他生活困窮者等（低所得者、母子家庭、婦人保護その他）

●大きく次の6系統の仕事・職種に分かれます。

- 介護（ケアワーク）……………高齢者、障がい者 ○保育……………児童
- 相談・援助・調整……………ほぼ全ての分野 ○看護やリハビリテーションなど保健・医療……………ほぼ全ての分野
- 栄養・調理……………ほぼ全ての分野 ○運営・管理……………ほぼ全ての分野

県・市町や社会福祉協議会は地域社会を対象

県・市町の相談所や社会福祉協議会は、地域社会においてサービス提供機関や団体との調整、新しい人材の開拓など、個人への相談援助活動から各種事業等の企画・開発までの幅広い仕事を行います。

対象・分野と職種・資格の全体像

★職種・資格	★ 対 象 ・ 分 野					
	対人サービス				行政の相談所	社会福祉協議会
	高齢者	障がい児・者	児童	その他		
介護系 保育系	介護職員・介護補助 介護福祉士		保育士	保育補助		
	ホームヘルパー	障がい者ホームヘルパー				
相談・援助・ 調整系	生活相談員 生活支援員		児童指導員		福祉司、 指導主事	
	社会福祉主事					
	社会福祉士					
	介護支援専門員					
	精神保健福祉士					
	公認心理師					
保健・医療系	看護師、保健師				保健師	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 視能訓練士、義肢装具士					
栄養・調理系	栄養士					
	調理員					
運営・管理系	施設長					
	事務職員等					

は資格要件のある職種

は資格要件のない職種

福祉なんでも

Q & A

Q

福祉の仕事にはどのようなものがありますか？

また、私に合っているかどうか自信が持てないのですが、どうしたらよいのでしょうか…？

A

福祉の仕事には子どもから高齢者、そして何らかの障がいがある人などのさまざまな方を対象とした職場があり、その職場にも、相談・援助、介護、リハビリテーションなどのさまざまな職種があります。

自分にどんな仕事に向いているのかは、実際にその仕事に就いてみないとはっきりわからないかもしれません。

また、仕事をしていてもなかなか自信が持てないこと、やりたい仕事＝向いている仕事とは、完全に一致しないこともあります。しかし「～をやりたい」「～が好き」という気持ちや何らかの動機は、仕事を続けていく上で重要な要素となります。やりたいと思っている仕事はどんどんチャレンジしてみてください。それが本当に自分に向いているかどうかを確認する一つの方法でしょう。

まずは、実際に福祉の現場で働いている人や地元の社会福祉協議会から話を聞いてみたり、施設等でボランティアや職場体験をすることで、現場を知るところから始めてみてはいかがでしょうか。

P1 ▶▶ スキップ

Q

将来、福祉関係の道へ進みたいと思っています。

福祉系の学校選びのポイントについて教えてください。

A

福祉系の学校への進学を考えるに当たっては、自分が目指す分野や職種をはっきりとさせることが大切です。それぞれの職場・職種に求められる専門性や資格を得られる学部、学科等が設置されている学校選びがポイントになってきます。

なお、資格がなくても就職できる職種もありますが、高校生の方々には、専門性をできるだけ高める道を選んでいかれることをお勧めします。専門性が高いことを示す重要な指標は「資格」ですので、資格取得を常に意識して進学先を考えることが大切です。

※介護福祉士などを養成する学校の学生に対して「静岡県介護福祉士修学資金貸付制度」があります。(P30参照)

P30 ▶▶ スキップ

Q

福祉の仕事に年齢制限はありますか？

A

年齢については、他の業種と同じ様に定年を設けている法人が殆どです。
定年まで勤務可能な年齢でしたら、応募が可能です。
定年後は再雇用制度や勤務延長制度により、引き続き働く事が可能な法人もあります。
年齢の上限無く勤務可能な法人もあります。
求人票を見る際には、応募時の年齢要件、定年・再雇用制度・勤務延長制度をご確認ください。

Q

福祉関係の資格がなく経験ありませんが、福祉職場の募集はありますか？

A

はい、あります。
無資格・未経験の人材を採用し、採用後に自法人で育成し、戦力化している法人が多くあります。採用者も、法人の理念や考え方などについて、経験者よりも浸透を図りやすいというメリットがあります。
社会福祉人材センターで取扱のある求人においても、資格・経験不問の正職員募集の求人票が多くあり、有資格者や経験者の採用が困難であるという現状もありますが、無資格・未経験の人材への関心が高まっています。
「無資格・未経験では難しいのではないかと」思っている方も多いですが、気になる施設があれば、採用担当者へ新人へのサポートについて質問してみてください。

Q

働きながら資格を取りたいのですが、どうすればよいのでしょうか？

A

保育士資格は夜間の短大・専門学校や大学・短大の通信教育でも取得できます。その他の福祉関係の学校は、夜間・通信の場合でも、ほとんど施設現場での実習(昼間)があります。(社会福祉士取得の場合、福祉施設の指導員職や相談業務等に携わった経験がある方は、実習が免除されます。) また、通信教育の場合はスクーリング(面接授業)がありますので、働きながら資格取得を目指す場合は、実習やスクーリングの際に職場を休むことになりますので、職場の理解が必要です。資格取得を最優先に考える場合は、当面の就職活動については、正規職員にこだわらない方が良いでしょう。

社会福祉人材センターでは、資格取得の希望など個々の状況に応じたご相談に応じておりますのでご利用ください。

P23 ▶▶ スキップ

P37 ▶▶ スキップ

Q

生活環境の変化(結婚・出産・育児・介護等)により、キャリアが途切れてしまいそうで不安です。辞めずに同じ職場で働き続けることは可能ですか？

A

可能です。福祉施設の運営法人は、産前産後・育児・介護休業や時短勤務等を取得できる様、法令に基づいた就業規則を整え運用しています。

施設によっては、夜勤なしの正規職員制度の導入や、子育て期間中は日勤のみのパート、子育て終了後は正規職員へと、職員からの申し出・相談により、柔軟に雇用形態の変更に応じている施設も増えてきています。様々なライフステージで、その時の状況に応じた働き方でキャリアを継続していく事が可能です。

また、男性職員の育児休業取得実績のある施設もあります。

万が一職場において不当な扱いを受けてしまったら



社会保険労務士相談

Q

施設職員募集の方法は？

A

施設・事業所では、募集を決めるとできるだけ早く採用するため、いろいろな方法で募集情報を周知します。社会福祉人材センターの他、ハローワーク、新聞広告、一般の求人情報誌を中心に求人掲載します。行政(公立の社会福祉施設、行政の相談所)は、自治体の広報紙、ホームページ等で募集するので希望地域の求人を各自チェックしましょう。

新卒者向けの求人は、大学・短大・専門学校等の養成機関にも、募集要項が送付されます。

また、実習生やボランティアからの採用も少なくありません。採用試験だけでは判断できない資質や適性を実習やボランティア活動を通じて知ることができるからです。実習やボランティア活動は、仕事内容ややりがいを体験できるだけでなく、すでに選考が始まっていることを意識して積極的に取り組むことが大切です。

Q

雇用形態について、正職員と常勤(非正規職員)と非常勤・パートの違いは？

A

雇用形態には正規職員と非正規職員があり、仕事内容、勤務時間、給与、休日等雇用条件が異なります。

契約の期間の定めがない(無期雇用※・定年を除く)職員を正規職員、1年間等何らかの期間の定めがある(有期雇用)職員を非正規職員と言います。非正規職員の中には、正規職員と同じくフルタイムで働く常勤(嘱託、契約、臨時等)と、正規職員より短い時間働くパートタイム職員(非常勤、パート、アルバイト等)があります。

希望する施設・事業所の正規職員の募集がない場合、別の施設・事業所を探す前に、フルタイムの非正規職員採用がないか確認してみましょう。非正規職員として施設での業務経験を積みながら正規職員の採用を待つという選択肢もあります。

※無期雇用労働者が全て正規職員ではありません。

無期雇用：正社員、短時間正職員、非正規職員など労働契約に雇用期間の定めなし（定年を除く）。

有期雇用：契約職員、パート、アルバイトに多く、労働契約に雇用期間が定められている。

1回当たりの契約期間の上限は一定の場合を除き3年。

契約期間が1年の場合は5回目の更新後の1年間に、3年間の場合は1回目の更新後の3年間に無期雇用の申込権が発生します。

※有期雇用労働者が使用者に対して無期雇用の申込みをした場合、無期労働契約が成立します（使用者は断ることができません）。

※無期転換後の雇用区分については、どのような雇用区分になるのかは会社によって異なります。

※ 詳しくは厚生労働省のHPでご確認ください。

厚生省 雇用

検索



福祉の職場の勤務形態について、夜勤と宿直の違いは？



福祉の職場の中でも入所施設など24時間365日のサービス提供を行う場合、必ずしも1日8時間勤務や固定の休日では運営できません。夜勤・宿直や早出・遅出などの交代制勤務、土日出勤の職場が多くあります。休日は福祉の職場に限らずどのような仕事でも、週に少なくとも1日、または4週間で4日以上と定められています。

※夜勤と宿直の違い

夜勤：夜間も含め常時介護や養護が必要な利用者の入所施設で採用されている勤務形態です。夕方から翌朝まで勤務します。多少の仮眠を取ることはできますが、通常通りの勤務です。

宿直：夜勤を採用している施設に比べ夜間の介護や養護の必要性が低い施設で採用されています。通常の日中勤務終了後に引き続き、施設内の宿直室で朝まで待機します。夜間は、簡易な業務や対応が必要な事態が生じた時のみの業務に限られ、睡眠をとることができます。



社会福祉士と介護福祉士の違いは？



社会福祉士と介護福祉士は、いずれも国家資格であり、社会福祉の現場における代表的な資格です。「社会福祉士」は、身体や精神の障がい、あるいは環境上の理由などにより、日常生活を営むことに支障がある方の福祉に関する相談、福祉サービス関係者との連携・調整その他の援助を行う専門職です。

また、「介護福祉士」は、認知症や身体障がいなどにより日常生活を営むことに支障がある方の心身の状況に応じた介護を行い、また、その方やその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職です。

幅広い知識と技術が必要となる「社会福祉士」の養成は主に四年制大学で行い、「介護福祉士」の養成は、短期大学、専門学校で多く行っています。

P23 ▶▶ スキップ

P27 ▶▶ スキップ

福祉の職場

高齢者福祉の職場

人口の高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増加するなかで、身体介護やリハビリテーション、生活援助などの様々なサービスや支援を提供し、高齢者の自立と尊厳を支えるのが高齢者福祉に関わる仕事です。

こんな施設があります

高齢者福祉施設には、健康な高齢者がよりいっそう人生を充実したものにするための施設から、生活の介護が必要になった高齢者のための施設まで10種類以上あります。

心身又は経済上の理由で居宅での生活が困難な高齢者のための養護老人ホーム、認知症や寝たきりで常に介護が必要な高齢者を対象とした特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）や、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、老人デイサービス事業（通所介護事業所：デイサービスセンター）、老人短期入所事業（ショートステイ）、介護老人保健施設、老人居宅生活支援事業には老人居宅介護等事業（指定訪問介護事業所：ホームヘルプサービス）などがあり、それぞれの施設が利用者の用途に合わせて、更に細かく分かれています。



養護老人ホーム

◇どんな施設？

養護老人ホームとは、基本的に環境上の理由及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者を対象とした施設です。具体的な入所対象は次のとおりです。

原則として65歳以上の人で、①、②のうちそれぞれひとつを満たす人

- ① 高齢者のいる世帯が生活保護を受けているとき、世帯の生計中心者が区市町村民税の所得割を課税されていないとき、また災害などのために、その世帯の収入が激減し生活に困窮しているとき、といった経済的問題がある場合
- ② 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では、在宅で生活することが困難な場合

◇どんな仕事をしているのか

平成17年度まで、養護老人ホームは原則として要支援・要介護以外の人が入所する施設でした。しかし、制度改正により、平成18年度から要介護度に関わらず入所することができるようになりました。

また、入所者の介護ニーズには、訪問介護や通所介護等、外部の介護保険事業者のサービスを入所者個人が契約して利用することで対応します。

入所者に必要なサービスについては、生活相談員が中心になって検討を加えます。

入所者の家事援助と余暇活動、問題行動対応、金銭管理、外出支援及び夜間の支援については、支援員が対応します。

養護老人ホームは、原則として入所者の在宅復帰を目指してソーシャルワークを行いますので、退所後の地域での生活を念頭においてケアを行っていく必要があります。

また、養護老人ホームが介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」の指定を取得することができるようになりました。指定の取得については任意ですが、介護報酬を得られるようになること、入所者のケアマネジメントを施設が包括してできるようになる等のメリットがあります。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、施設長、支援員、生活相談員、看護職員、医師、栄養士、調理員、事務員が働いています。

特別養護老人ホーム

(介護老人福祉施設)

◇どんな施設？

特別養護老人ホームは、原則として要介護3～5に該当する65歳以上の高齢者（特定疾病により要介護の状態になった40歳以上の者を含む）を対象とし、入所者の介護や、日常生活に必要なサービスの提供を行う施設です。

なお、やむをえない事由がある場合は、要介護1又は2の方についても特例的に入所が認められることがあります。

◇どんな仕事をしているのか

特別養護老人ホームに入所している人は、基本的に自分の力だけで日常生活を送るのが難しい人々です。したがって仕事は自然に介護中心のものになります。

介護職員の場合は、基本的な入浴、排せつ、食事の手助けに始まり、行事の計画から実行、入所者の心の支えとなり、いろいろな相談にのったり、と仕事の内容は多岐にわたっています。

生活相談員の場合も完全に独立して、一つの仕事に携わっているのではなく、介護職員と連携しながら仕事を進めることになります。特にレクリエーションの計画と実行、入所者へのアドバイス等は介護職員や入所者ととともに進められるものです。そのうえで生活相談員には、家族や公的機関との橋渡し役としての仕事があります。入退所の手続き、区や市町村といった地域との調整、病院等の関係機関との連絡調整などが重要な仕事となります。

更に理学療法士、作業療法士等の資格を有する機能訓練指導員が配属されており、体の不自由な高齢者に対して、機能訓練を行います。理学療法士、作業療法士等は特別養護老人ホームに限らず高齢者福祉施設では、介護職員、生活相談員とならんで欠くことのできない職種です。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、栄養士、調理員、事務員などが働いています。介護職員は職員数において、最も多くを占めています。

軽費老人ホーム (ケアハウス)

◇どんな施設？

軽費老人ホームとはその名のとおり、安い料金で入居できる施設です。

利用の対象となる人は、身体機能低下があり、独立して生活するには不安が認められ、更に家族による援助を受けるのが困難な60歳以上の人（夫婦等で入居する場合はどちらかが60歳以上）とされています。

居住性を重視したマンションのような施設で、食事、入浴、生活相談、緊急時の対応などを施設が行うこととされており、介護サービスが必要な場合には、ホームヘルプサービス等の外部の介護保険事業者のサービスを受けることができます。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設においては、入居者の介護サービスを施設が包括して行っています。

◇どんな人が働いているのか

他の高齢者福祉施設と同様に、施設長、介護職員、生活相談員、看護職員、栄養士、調理員などが働いています。

有料老人ホーム

◇どんな施設？

有料老人ホームは、高齢者に居住と食事等のサービスを合わせて提供する施設です。高齢者の暮らしに配慮した居住スペース（専用の居室と食堂や浴室等の共用施設）を持ち、入浴、排せつ又は食事の介助、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のサービス等を提供します。有料老人ホームの類型は次のとおりです。

- ・介護付…介護が必要になった場合でも、ホームが提供する介護サービス（介護保険）を利用しながら生活続けることができます。
- ・住宅型…介護が必要になった場合、外部の訪問介護等のサービスを利用しながら生活続けることができます。
- ・健康型…介護が必要になった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。

それぞれのライフスタイルにあった施設を選ぶことができます。

◇どんな人が働いているのか

提供するサービスの種類によって異なりますが、主な職員構成は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、栄養士、調理員などが働いています。

サービス付き高齢者向け住宅

◇どんな施設？

サービス付き高齢者向け住宅は、一般的な賃貸住宅に近い自主的な生活を送ることができる住宅で、「状況把握サービス」及び「生活相談サービス」は必ず提供され、その他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスなどを提供している施設もあります。「状況把握サービス」は、定期的な入居者の安否の確認や緊急時の病院への連絡などです。「生活相談サービス」は、日常生活を送る上での相談や心身の状況に応じた、医療・介護サービスを受けるための支援などです。

また、その他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスは、食事、介護（入浴、排せつの介助など）、生活支援（買い物代行、病院への送り迎えなど）などです。

◇どんな人が働いているのか

他の高齢者福祉施設と同様に、施設長、介護職員、生活相談員、看護職員、栄養士、調理員などが働いています。

認知症高齢者グループホーム

（認知症対応型共同生活介護）

◇どんな施設？

比較的安定状態にある認知症の高齢者5～9名を対象に家庭的な環境の中で日常生活の援助を受けながら食事の支度、掃除、洗濯等を利用者が共同で行う場です。

居室は個室、居間や食堂などの共有スペースがあることが要件となっています。24時間体制の対応が必要なため、介護職員は1日3～4交代制となっています。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、介護職員、介護支援専門員などが働いています。

老人デイサービスセンター 老人デイサービス事業所

（通所介護）

◇どんな施設？

デイサービスセンターとは在宅の要介護の高齢者のための施設です。心身の虚弱化によって家に引きこもりがちになっている高齢者に趣味や仲間づくり、健康増進に役立つサービスを提供します。

一人暮らしや高齢者世帯、認知症の高齢者などを昼間施設で預かり、さまざまなレクリエーションや食事、入浴の介護など、日常生活の支援を行います。

◇どんな仕事をしているのか

サービスの内容は、施設ごとによりかなりの違いがありますが、主な施設内での仕事を具体的に挙げると次のようになります。

① デイサービス（通所介護）

入浴・排せつ、食事の介護や機能回復訓練を通じて仲間づくりや健康増進を図ります。

なお、定員18人以下は、地域密着型通所介護といわれています。

② 認知症対応型通所介護

認知症の症状がある高齢者を、家族に代わって昼間預かって介護し、本人の快適な生活と家族の身体的・精神的負担を軽くすることを目的としています。

その他にも、高齢者がかかえる問題や家族がかかえる問題についてもアドバイスします。更に、病気や事故などによる後遺症で障害を持つ人に、機能訓練指導員の指導のもと身体の機能訓練を行ったりもします。

勤務については職場が通所であることから、夜勤や宿直があるわけではありませんので、在宅福祉に関心があり、日勤での勤務を希望する方に最適な施設です。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は介護職員、生活相談員、看護職員などで、その他に栄養士、調理員、事務員などが働いています。

小規模多機能型居宅介護事業所

◇どんな施設？

地域密着を中心に考えた地域に根ざした小規模の施設となっています。「通い(デイサービス)」、「訪問(訪問介護)」、「泊まり(ショートステイ)」等のサービスを、その時の実情に応じサービスを組み合わせ利用することが可能となっています。

このため、事業所の利用者の登録数は、29名以下で、1日当たりの「通い」の利用者は、18名以下、「泊まり」の利用者は、9名以下となっています。このサービスを利用しながら、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与などの利用も可能となっています。同じスタッフが対応することで連続性のあるケアを行いながら、利用者が住み慣れた地域で生活できることを目指しています。

◇どんな仕事をしているのか

利用者の状況や環境に応じて、居宅において、あるいは居宅からサービスの拠点に通ったり、短期間宿泊してもらったりして、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練等を行います。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、介護職員、看護職員、常勤管理者、介護支援専門員等などが働いています。

介護老人保健施設

◇どんな施設？

症状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行うことにより、在宅の生活への復帰をめざしてサービスが提供される施設です。

設置主体は、医療法人や社会福祉法人、市町村などです。

◇どんな仕事をしているのか

サービス内容は、在宅復帰のためのリハビリテーション、療養に必要な看護、介護と、日常生活援助などです。

施設では、在宅の生活ができるかどうかを定期的に検討し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに退所後の主治医やケアマネジャー(介護支援専門員)等との密接な連携に努めます。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、医師、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、栄養士、薬剤師、調理員、事務員などが働いています。

ホームヘルプサービス

(訪問介護)

◇どんな施設？

日常生活に支障のある要介護の高齢者の家庭を訪問介護員が訪問して、可能な限り住み慣れた家庭で生活できるよう、介護や家事を援助するサービスを提供します。

◇どんな仕事をしているのか

①身体介護

食事、入浴、排せつなどの生活動作ができず介助を必要とする場合

＜サービス内容＞ 食事介助、清拭や入浴介助、起床・就寝の介助、着替え・体位変換、移動などの生活動作の介助、服薬の介助、通院・外出介助など

②生活援助

一人暮らしの人や同居家族が病気などで、自ら家事を行うことが困難な場合

＜サービス内容＞ 清掃、洗濯、ベッドメイク、衣服の整理・補修、一般的な食事の買い物、薬の受け取り、生活等に関する相談・助言など

◇どんな人が働いているのか

訪問介護員などが働いています。

地域包括支援センター

◇どんな施設？

介護相談の最初の窓口となるのが「地域包括支援センター」です。高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるように、介護サービスをはじめ保健・医療・福祉サービスなどの相談に応じます。

地域包括支援センターは、県内の各市町に1か所以上設置されています。高齢者が多い市では、20か所以上設置している所もあります。1か所ごとの地域を『日常生活圏域』と言います。

各センターには、専門職員として社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員が設置されています。主に、地域内に住む高齢者の「総合相談」「介護予防」「権利擁護」「地域のネットワーク構築や調整」などの業務を行っています。

◇どんな仕事をしているのか

- ・介護や医療など生活の悩みを聞く総合相談
- ・虐待の防止
- ・成年後見制度の紹介や消費者被害などの対応
- ・要支援1・2の高齢者のケアマネジメントなど介護予防
- ・地域ケアマネジャーの支援

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などです。

福祉の職場

児童福祉の職場

少子化や核家族化が進み、地域の地縁的なつながりも希薄になるなど、子どもを取り囲む社会状況は大きく変化しています。そのようななかで、子どもの健やかな成長と発達を支援していくのが児童福祉に関わる仕事です。また、最近では家族のあり方や、子育てに対する考え方も多様化していることから、子どもだけではなく、母親や家族に対する支援も必要とされるなど、より専門的な支援が求められるようになっていきます。

こんな施設があります

児童福祉施設は全ての児童を、生活面、精神面などあらゆる方向からバックアップするための施設です。

保護者に代わって乳幼児を預かり養育する保育所、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する認定子ども園、保護者がいない等の理由で家庭で養育できなかったり、虐待などにより施設での養育が必要な乳児・児童のための乳児院・児童養護施設、子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的とした児童館、障害のある子どもへの支援施設として児童発達支援施設、障害児入所施設、放課後等デイサービスがあります。また、母子世帯を保護することを目的とする母子生活支援施設、生活指導等を要する児童の保護と指導にあたる児童自立支援施設や児童の心理治療を行う児童心理治療施設などもあります。

その他に、放課後児童クラブ、小規模保育事業所、認可外保育施設(事業所内、院内保育施設を含む)や民間チャイルドビジネス(ベビーシッター)などがあります。

保 育 所

◇どんな施設？

保育所とは、保育が必要な0歳から就学前までの子どもを保育することを目的とした施設です。

保護者が次のいずれかに該当する場合、保育が必要と認められます。

- ①就労している場合
- ②妊娠中か、出産後間もない場合
- ③疾病にかかっていたり、負傷していたり、また身体や精神に異常があって十分な保育ができない場合
- ④同居の親族に介護の必要な人がいて、常時介護をしている場合
- ⑤震災、風水害、火災などの災害の復興にあたっている場合
- ⑥求職活動中の場合
- ⑦就学中の場合
- ⑧虐待やDVの恐れがある場合
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育所は、乳幼児期という人間形成の基礎を培う重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。

したがって、子どもが健康で情緒の安定した生活を送れるように、家庭や地域としっかりと連携し、よい環境づくりをしていかなければなりません。

保育所において、その中心的な役割を果たすのが保育士です。

◇どんな仕事をしているのか

保育所は単に保護者から乳幼児を一定時間預かっていけばよいというものではありません。

養育はもちろん、子どもたちが、生活の基本となる食事、排せつ、衣服の着脱といったことをスムーズに行なえるように支援していかなければなりません。

更に、産休明け保育、0歳児保育、障がい児保育、アレルギー児の保育などでは、細かい配慮や専門的な知識・技能が要求されます。

また、保護者の勤務形態の多様化に応じて、保育時間の延長や休日保育制度などもあり、それに伴い保育士の役割も拡大しています。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、施設長をはじめとして、保育士、調理員、事務員、嘱託医などが働いています。

各保育所ごとに規模の違いがありますが、乳幼児の年齢と人数によって、配置される保育士の人数が決まっています。

幼保連携型認定こども園

◇どんな施設？

幼保連携型認定こども園とは、3～5歳児の幼児教育を担う幼稚園と児童福祉施設である保育所の両方の機能を併せ持つ施設です。

保護者の就労状況等に関わらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に実施するほか、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場を提供するなど、地域での子育て支援を担います。

幼保連携型認定こども園で子どもの教育・保育にあたるのは、幼稚園教諭と保育士両方の資格を持つ「保育教諭」です。

なお、認定こども園には、「幼保連携型」以外に、「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」があります。

◇どんな仕事をしているのか

乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。それには、保育教諭等主導の一方的な教育・保育ではなく、子ども一人一人がその主体性を発揮して活動する環境の整備が必要となります。保育教諭等は、子どもそれぞれの発達に合わせた活動を提供するため常に工夫していく必要があります。

また、地域の子育て世帯からの子育てに関する相談等を受けるなど、地域の子育て支援の担い手としての役割も求められます。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、園長をはじめとして、副園長、教頭、保育教諭、調理員、事務員等が働いています。

乳 児 院

◇どんな施設？

乳児院とは、さまざまな事情があって、家庭で養育できない乳児を預かって養育する施設です。

入所の対象となるのは、原則として乳児（1歳未満）ですが、処遇上必要なときは幼児も可能とされています。

例えば、母親の疾病・入院・療養や家族の入院の付添い、父母の死亡、別居、離婚、家出など、その他未婚の母の子ども、置き去りなど、その家庭環境は子どもたち一人ひとりによって、様々なものがあります。

◇どんな仕事をしているのか

乳児は、職員の保育なしには生活することはできません。したがって、施設内で常に24時間体制で子どもの生活を支えることになります。

主な仕事は、精神発達の観察、指導、授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴、健康管理などです。

入所した乳児は、短い場合は数日間預かるだけですが、長い場合は1年以上施設で生活することもあります。

乳児は、病気に対する抵抗力も弱いので、医療スタッフも養育をする職員として中心的な役割を果たします。

食事については、ミルクを飲む時期が過ぎれば、離乳食、幼児食が必要ですから、栄養士、調理員によって、食事の管理が行われます。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は保育士、看護師などで、その他に栄養士、調理員、事務員などが働いています。

児童養護施設

◇どんな施設？

児童養護施設とは、保護者のいない児童や虐待を受けている児童など、家庭環境上の問題をかかえた児童を養護し、その自立を支援するための施設です。

入所の対象となるのは原則として1歳から18歳未満の子どもです。

一般的に、児童養護施設というと、親のいない子どもを親に代わって育てる施設という昔からのイメージがありますが、現在は入所の理由も多岐にわたっています。

例えば、虐待を受けている児童、親に養育能力が無い、などといった様々なケースがあります。

◇どんな仕事をしているのか

児童指導員と保育士は、児童の日常生活全般にわたって手助けと指導を行います。

具体的には、食事、入浴、掃除など基本的な生活についての指導から、学校生活や友だち付き合いの相談まで、およそ子どもの生活に関わる一切のことがらが仕事となるのです。

更に、重要な仕事の一つに学習指導があります。学校の教師との連携を密にし、時には地域のボランティアなどの協力を得ながら、進めていくことになります。

また、児童相手の直接的な仕事だけではなく、地域との交流活動や、児童相談所など公的機関との調整や連携、そして子どもの親との面接や家庭に戻るための援助など、更には、レクリエーションの企画、実行と、仕事の内容は多岐にわたっています。

児童養護施設で行うこれらの仕事に加え、県で実施している里親制度を進める活動も、児童養護施設の一部門が担うこともあります。里親とは、いろいろな事情で親と一緒に暮らせないような家庭環境を持つ子どもたちを、子どもを育てたいという一般家庭で養育してもらう制度です。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、施設長、児童指導員、保育士、その他に栄養士、調理員、事務員、そして施設によっては、心理療法担当職員など専門職員を置いている所もあります。児童養護施設の中で、常時子どもと向き合って養育にあたるのは、児童指導員と保育士です。

放課後児童クラブ

◇どんな施設？

放課後児童クラブとは、共働き家庭やひとり親家庭など昼間保護者が家庭にいない子どもたちが、放課後や週末、春・夏・冬休み等の学校休業日に家庭に代わる生活の拠点として、遊びを中心とした活動を行い、心身共に健全に育つことを支援する施設です。

専任の支援員等が、保護者に代わって子どもの存在を把握し、安全に過ごすことができる場を提供するものです。そのため、利用に当たっては、あらかじめ申請手続きが必要で、一定の保護者負担もあります。

クラブの運営方式は、公立公営・公立民営・民立民営の3つの形態に大別され、県内のクラブは公立民営が最も多く、続いて公立公営、民立民営の順となっています。

実施場所は、学校の余裕教室、学校敷地内専用施設、公民館等の公的施設、児童館、民家・アパート等さまざまですが、学校余裕教室等学校敷地内への設置が多くなっています。

◇どんな仕事をしているのか

支援員は、保護者に代わって子どもたちの生活づくりをサポートするため、次のような役割を果たしていくことが必要です。

- ①子どもの心身両面での健康管理、安全確保
- ②集団での安定した生活の維持
- ③遊びを通じた子どもの自主性、社会性、創造性の育成
- ④一人ひとりの子どもに対する必要に応じた生活援助
- ⑤家庭との緊密な連携
- ⑥学校、児童福祉機関等関係機関との緊密な連携

◇どんな人が働いているのか

放課後児童クラブで、遊びと生活を主な活動として子どもたちの健全な育成を図る人を「放課後児童支援員等」と呼びます。そのうち放課後児童支援員は、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識、技能を習得し、県が行う研修を修了した人です。

児童館

◇どんな施設？

児童館とは、0歳児から18歳未満の子どもたちを対象に健全な遊び等を提供し、心身の健やかな成長を支援する施設です。児童館の規模や施設の内容は各児童館によって違いがありますが、一般的に、遊戯室、図書室、集会室、会議室、事務室等があり、玩具を使った遊びから読書や創作活動まで幅広い活動ができるようになっています。

また、児童館の中には、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業の実施等、より多くの機能を併せ持っている所もあります。

児童館は、規模により「小型児童館」、「児童センター」及び「大型児童館」に分けられます。

「小型児童館」は、主に地域において遊びをととして子どもたちの居場所作りや自主性・創造性を育む支援、「母親クラブ」や「子ども会」等地域活動団体の育成支援、子育て家庭への情報提供等を行います。

「児童センター」は、「小型児童館」が行う支援に加え、子どもたちが体を動かす楽しさを体験する機会の提供等を行います。

「大型児童館」は、広域の子どもたちを対象としており、さまざまな規模の遊戯施設を完備し、遊びや健全育成の情報発信及び各児童館を統括する役割を担っています。

◇どんな仕事をしているのか

「児童の遊びを指導する者（児童厚生員）」の主な仕事は、子どもたちの自由遊びの促進、工作・音楽・季節の行事等の体験活動機会の提供のほか、地域活動団体の育成支援、児童健全育成や子育て支援に関係した情報を発信するなど、地域の子育て支援・健全育成の拠点施設としてさまざまな仕事があります。また、地域ぐるみで子どもの育ちを応援するため、保護者や学校、関係機関等との連携を強化することが求められます。

◇どんな人が働いているのか

児童館等の児童厚生施設で、子どもたちの健全育成に従事する人を「児童の遊びを指導する者」と呼びます。

児童発達支援センター 児童発達支援事業所

◇どんな施設？

児童発達支援センター及び児童発達支援事業所とは、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う施設です。

児童発達支援センターについては、施設に通う障害のある子どもの支援に加え、施設に通っていない障害のある子どもやその両親へのアドバイス、その子どもが通う保育所等へ定期的に出向き、支援の助言等を行うなど、施設に通っていない子どもたちのケアも担う施設になります。

利用にあたっては、市役所・町役場にサービス利用の申請が必要で、保護者の所得に応じた利用料金がかります。

◇どんな仕事をしているのか

障害のある子ども一人ひとりの特性にあわせた支援計画に沿って、日常生活を送るうえで困らないよう動作、知識技能を身につけるための支援や、集団生活の適応訓練を行います。

◇どんな人が働いているのか

<児童発達支援センター>

施設管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び保育士、栄養士などが働いています。

<児童発達支援事業所>

施設管理者、児童発達支援管理責任者、支援員が働いています。支援員は、児童指導員又は保育士である必要があります。

福祉型障害児入所施設

◇どんな施設？

福祉型障害児入所施設とは、障害のある子どもを入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。入所の対象となるのは原則として18歳未満の身体障害児、知的障害児又は精神障害児(発達障害児を含む)です。

◇どんな仕事をしているのか

障害のある子どもに対して次のような支援を行います。

- ①食事、排せつ、入浴等の介護
- ②日常生活上の相談支援、助言
- ③身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練
- ④レクリエーション活動等の社会参加活動支援 等

◇どんな人が働いているのか

施設長、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び保育士などが働いています。

医療型障害児入所施設

◇どんな施設？

医療型障害児入所施設とは、医療が必要な障害のある子どもを入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行う施設です。入所の対象となるのは原則として18歳未満の知的障害児(自閉症児)、肢体不自由児、重症心身障害児です。

◇どんな仕事をしているのか

障害のある子どもに対して次のような支援を行います。

- ①疾病の治療、看護
- ②医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護
- ③日常生活上の相談支援、助言
- ④身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練
- ⑤レクリエーション活動等の社会参加活動支援 等

◇どんな人が働いているのか

施設長(医師)、看護師、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び保育士、理学療法士又は作業療法士などが働いています。

放課後等デイサービス

◇どんな施設？

放課後等デイサービスとは、6歳～18歳までの学校に通っている障害のある子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇の時に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進を行う施設です。

利用にあたっては、市役所・町役場にサービス利用の申請が必要で、保護者の所得に応じた利用料金がかかります。

◇どんな仕事をしているのか

障害のある子ども一人ひとりの特性にあわせた支援計画に沿って、次のような活動を組み合わせて支援を行います。

- ①自立支援と日常生活の充実のための活動
- ②創作活動
- ③地域交流の機会の提供
- ④余暇の提供

◇どんな人が働いているのか

施設管理者、児童発達支援管理責任者、支援員が働いています。支援員は、児童指導員又は保育士である必要があります。

母子生活支援施設

◇どんな施設？

母子生活支援施設とは、入所時に18歳未満の子どもを養育している母親で配偶者がいない、又はこれに準するような状況にあって、生活上の問題により子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に利用する施設です。

母親と子どもの状況に応じて、就労、家庭生活及び子どもの教育に関する相談等、自立に向けての生活支援を行っています。

入所の理由は多岐にわたっています。多いものをあげると、夫の暴力から逃げてきた世帯、離婚直後で生活の基盤を失ってしまった世帯、未婚で出産し就労できない世帯、又は夫が行方不明になってしまった世帯などがあります。

入所理由からも分かるように、入所に至るまでに、子どもともに精神的かつ経済的な問題を重複してかかっている場合が少なくありません。したがって、十分な養育が行き届かず、子どもの健康状態が悪化していたり、母親も精神的に疲れてしまっている場合があります。

施設では、こういった母子を保護し精神的なケアや生活支援が行われます。

◇どんな仕事をしているのか

それぞれの職員の主な役割は、次の通りです。

母子支援員は、就労、育児、健康、将来の生活設計など家族の中のあらゆる問題について、相談、援助を行います。

少年指導員は、学童の心身の健全な育成を目指して、学習や遊び、それに日常生活の指導、援助を行います。

保育士は、施設内の乳児や幼児の保育を中心に、病児保育や延長保育といった外部から子どもを受け入れる補助的な保育も行います。

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づき、原則として児童が18歳になると退所しなければなりません。したがって、それまでに母子ともにしっかりと自立できるように、職員のできる限りの協力と援助が必要になるわけです。とくに母子家庭では子どもの進路が重要な問題となっています。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、施設長、母子支援員、少年指導員、保育士、調理員などです。

基本的な役割はわかれています。職員が互いの役割を理解し協力しあっていくことが必要とされます。

児童自立支援施設

◇どんな施設？

児童自立支援施設とは、不良行為を行ったり、又はそのおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童の保護と指導にあたり、自立を支援する児童福祉施設です。

◇どんな仕事をしているのか

家庭的な小集団の中で情緒の安定を図る一方、生活や学習への積極性を育み職業生活への関心を高めることにより、児童の社会的な自立を助長することに目的があります。

児童自立支援専門員と児童生活支援員は、児童の不良性の除去と社会への適応を目的とした、生活指導や学習指導、職業指導を行います。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、児童の指導を行う児童自立支援専門員、児童生活支援員（保育士に準じている）などで、その他に栄養士、調理員、職業・作業指導員、事務員などが働いています。

児童心理治療施設

◇どんな施設？

児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、社会生活に適應するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うことを目的とする施設です。

◇どんな仕事をしているのか

児童心理治療施設における治療・支援は、家族の中で暮らしていても状態が悪くならず悪化する可能性が高い子どもたちを家族から離し、施設での共同生活をとおして、心を癒す体験を積み上げながら、健全な社会生活を営むことができるようになることを目指して行います。家族に対しても、子どもの家庭の状況に応じ、家族関係の緊張を緩和し、家族関係の再構築が図られるように調整を行い、養育者への支援も行います。

心理士は、子どもや家族への個別心理療法、集団心理療法を行うほか、総合的な治療・支援の中心的な役割を担います。児童指導員や保育士は、医師、心理士と連携して、医学的、心理学的な観点から生活を見直し、施設での様々な経験が治療的に働くように配慮してケアワークを行います。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、医師、心理療法担当職員（心理士）、児童指導員、保育士、看護師、栄養士、調理員、事務員などです。

福祉の職場

障がい者福祉の職場

障がい者福祉分野においては、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支えあう社会の実現を目指して、さまざまな取り組みが進められています。そのようななかで、障がいのある方の立場にたって必要な支援を提供するのが、障がい者福祉に関わる仕事です。

※従来、「障害者」と表記してきたものについて、法律名、団体名等の固有の名称を除き、「障がいのある方」と表記しています。
「障がいのある方」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」として表記しています。

こんな施設があります

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設には、指定障害福祉サービス事業所（居宅介護（ホームヘルプ）事業所等の訪問系事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、グループホーム、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所）、指定障害者支援施設があります。

そのほか、身体障害者福祉センター、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設などがあります。



障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設

◇どんな施設？

<訪問系事業所>

日常生活に支障のある障がい者の家庭をホームヘルパーや介護福祉士が訪問して、可能な限り住み慣れた家庭で生活できるよう入浴、排せつ等の介護や外出支援などを行います。

①居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者、その他の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

③行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

④同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

<生活介護事業所>

常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

医師、看護師、理学療法士、作業療法士、生活支援員などが働いています。

<短期入所事業所>

自宅で介護する人が病気等の理由により、居宅における介護ができない場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

医師、看護師、生活支援員などが働いています。

<グループホーム>

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

世話人、生活支援員などが働いています。

<自立生活援助事業所>

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応に必要な支援を行います。

<自立訓練事業所>

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

看護師、理学療法士、作業療法士、生活支援員などが働いています。

<就労移行支援事業所>

一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

職業指導員、生活支援員、就労支援員などが働いています。

<就労継続支援事業所>

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

職業指導員、生活支援員などが働いています。

<就労定着支援事業所>

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

<障害者支援施設>

主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援(施設入所支援など)を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練及び就労移行支援)を行います。

医師、看護師、理学療法士、作業療法士、生活支援員、職業指導員、就労支援員などが働いています。

その他、無料・低額の料金で各種相談に応じ、機能訓練、レクリエーションなどの実施を目的とした身体障害者福祉センターや盲導犬の訓練を行うとともに視覚に障がいのある方に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う盲導犬訓練施設、点訳・音訳図書の製作・貸し出し、字幕(手話)入りのビデオの製作・貸し出し、手話通訳・要約筆記者の派遣等を行っている視聴覚障害者情報提供施設などがあります。

福祉の職場

保護施設の職場

保護施設には、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の5種類があります。
(生活保護法第38条第1項)

各施設とも要保護者の人権と生活を保障し、その自立を目的として設置されています。
ここでは、県内に7施設ある救護施設について紹介します。



救護施設

◇どんな施設？

救護施設とは身体や精神に重い障がいがあるため、日常生活を営むことが困難な、保護を必要とする状態にある人を入所させ、生活扶助を行うことを目的とした施設です。

主な対象者は次のとおりです。

- ①精神障がいの回復途上にある人、アルコール依存症の人
- ②他の福祉施設で容易に受け入れられない障がいを重複して持った人

これらの人々は、一般的な福祉施設では十分な支援を行うことが難しいため、救護施設で総合的な治療、介護、支援を行っています。

このような救護施設の性格上、入所者の年齢層はさまざまで、しかも障がいの程度、種類も一定していないため、職員の仕事は大変複雑なものになります。

また、年々入所者の高齢化、重度障がい者の割合が増加する傾向にあります。

◇どんな仕事をしているのか

例えば、介護職員の日常の仕事をあげると、食事、入浴、排せつの介助になりますが、先に述べたように、救護施設にはさまざまな人が入所しています。

極端に言えば、リハビリテーションや作業活動をとおして、社会復帰や自立が可能な人から、障がいが幾重にも重複し、動くことすらままならない人までいるわけです。

したがって、介助とひとことで言っても、一様に同じことをしているわけではないのです。障がいの度合いや年齢によって変化する仕事の内容に、的確に対応していかなばなりません。

また、作業訓練やリハビリテーションといった、本来、作業指導員や理学療法士、作業療法士の分野にまで職務が及んでおり、かなり専門的な知識と技能が要求される仕事といえます。

次に、生活指導員ですが、一般的には施設運営の管理やマネジメント業務やケースワーク、また公的機関との調整などが主な職務になります。

ただ、これらの仕事がかこなせるようになるにはかなりの研修と経験が必要です。したがって、ある施設などでは、新卒で採用された場合は、指導員、介護職員といった枠を取り払って、生活指導員も事務の職務と同様に、入所者の介助を行っています。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、施設長、介護職員、生活指導員、介助員、看護師、栄養士、調理師、嘱託医などでさまざまな職種の人が働いています。

勤務形態は職種によって異なり、特にローテーションを組んで行う指導員や介護職員らは、宿直業務や早出、遅出などの変則的な時間帯の勤務になるのが一般的なようです。

なお、理学療法士、作業療法士やセラピストといったリハビリテーション、作業訓練の専門職の配置義務がないために、それらの仕事を介護職員や生活指導員が研修を重ねた上で担当する施設が多いようです。

福祉の職場

地域福祉の職場

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。これを推進し「福祉のまちづくり」を目指す民間の組織が社会福祉協議会です。



社会福祉協議会

◇どんな団体？

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条から111条により規定される組織で各地域の社会福祉事業を推進し、住民の福祉の向上を図ることを目的とした民間の団体です。一般的に略して「社協」と呼ばれており、各市区町村、各都道府県ごとに設置され、全国組織として、全国社会福祉協議会があります。

地域福祉という公的な役割を担う団体でもあり、運営資金は自治体からの補助金や介護保険事業指定事業者としての事業収入が大きな比率を占め、その他、会員からの会費、企業や篤志家からの寄附などを財源として、活動が行われています。

◇どんな仕事をしているのか

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ること」を目的に、地域の住民組織、公私の社会福祉関係者や保健・医療・教育機関、ボランティア団体や行政が参加・協力する組織です。

地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、会が設置するボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点として役割を果たしています。

また、経済的な支援を必要とする方々に、生活や就業等に必要な資金を低利又は無利子で貸し付ける「生活福祉資金」や認知症高齢者や知的障がい、精神障が

い等によってご自身の判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行う「日常生活自立支援事業」等を都道府県と市区町村の社会福祉協議会が連携して実施しています。

そのほか、災害時には必要に応じて災害ボランティアセンターを立ち上げるなど被災者支援にも取り組んでいます。

◇どんな人が働いているのか

社会福祉協議会の職員は、社会福祉協議会が行う多様な事業に合わせてさまざまな職種で構成されています。

地域福祉の推進事業などを担う福祉活動専門員は、社会福祉士や社会福祉主事任用資格の取得者です。

在宅福祉サービスの介護職員は介護福祉士や介護職員初任者研修修了者です。

また、相談援助職員(ソーシャルワーカー)は、社会福祉士・社会福祉主事任用資格・看護師・保健師などの資格が求められます。

その他経理や事務を行う事務職員も社会福祉協議会を運営していく上で不可欠な職種です。